

設備投資を計画している市内事業者の皆様へ

「糸魚川市企業立地促進のための固定資産税の課税免除等に関する条例」の制定(令和3年9月22日施行)により税制特例の対象が拡充されます！

令和3年4月1日以降に取得等をした設備で、以下の要件に該当する場合は、申請により当該設備に課される**固定資産税の3年間の課税免除**を受けることができます。

対象業種に「情報サービス業等」を追加

対象地域	糸魚川市内全域
対象業種	製造業、農林水産物等販売業(※1)、旅館業、電気業、製造業に準ずる事業、情報サービス業等(※2)
対象設備	市内で事業の用に供する償却資産及び建物並びに当該建物の敷地である土地 ※土地は、取得から1年以内に建物の建設に着手した場合に限る。
設備投資時期	令和3年4月1日以降の設備投資

※1「農林水産物等販売業」とは、地域内で生産された農林水産物(当該農林水産物を原料等にした加工品等を含む。)を店舗において主に地域外の者に販売する事業をいう。

【例：観光客向けの直売所、農家レストランなど】

※2「情報サービス業等」とは、情報サービス業、有線放送業、ソフトウェア業、ポータルサイト・サービス運營業、コールセンター業、市場調査業などをいう。

設備投資の価格要件を2,500万円から最小500万円に引き下げ

対象業種	適用要件		免除率
	資本金額	取得金額(合計額)	
製造業、旅館業	～5,000万円	500万円以上	100%
	5,000万円～1億円	1,000万円以上	
	1億円～	2,000万円以上	
農林水産物等販売業、情報サービス業等	取得金額500万円以上		100%
電気業、製造業に準ずる事業	～5,000万円	500万円以上	50%
	5,000万円～1億円	1,000万円以上	
	1億円～	2,000万円以上	

※3「取得等」とは、取得又は制作若しくは建設(建物及びその附属設備については、増築、改築、修繕又は模様替えのための工事による取得又は建設を含む。)をいう。ただし、資本金の額が5,000万円超である法人は、新設・増設のみ

▶申請方法・申請書類等くわしくは市ホームページをご覧ください。

▶「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に基づく承認地域経済牽引事業の対象施設についても、現行どおり、本奨励措置の対象となります。

【問合先】

糸魚川市 産業部 商工観光課 企業支援室

電話：025-552-1511(代表) 電子メール：kigyo@city.itoigawa.lg.jp